

いつまでも

両親が元気でいてくれるならば…



認知症になる前に!

今なら まだ間に合う

財産の引き継ぎ方

 司法書士法人クレスト

相続税対策をする前に

- point 1 しなければならないことは何か
- point 2 誰に相談すればよいのか
- point 3 何から始めればよいのか
- point 4 ご本人にどう切り出せばよいのか

がわかります!

このような悩みを抱えていませんか？

母が施設に入り、空き家になった実家売るか
賃貸に出すか、今はまだ決められないけれど、
そのままでいいの？当面の母の生活費は私が
母の通帳と銀行印をもっていれば大丈夫かしら？



高齢になった父の相続税対策を行いたいのだが
父が持つアパートの管理、建替えや購入、
売却は私がこのまま代わりにできるのかな…？

親が認知症になった後、 何もできない事をご存知ですか？



ご存知でしたか？
ご本人が認知症になった場合、
あなたが代わりに預貯金の引出、
不動産の売却や修繕、管理をする
ことはできません！

認知症対策を行わずにいと、以下のような問題が発生します。
ご両親の認知症対策を行っていないのは大変危険です。

- ・預貯金の引出、振込が本人でないとできない…
- ・介護施設入所費用にあてようと思っていたのに自宅が売れない…
- ・買い替えをしようと思っていたのに、自宅を売れない…
- ・相続税対策でアパート建築を考えていたが、
建設や融資を受けることができない…
- ・賃貸物件の管理、修繕や建替えができない…

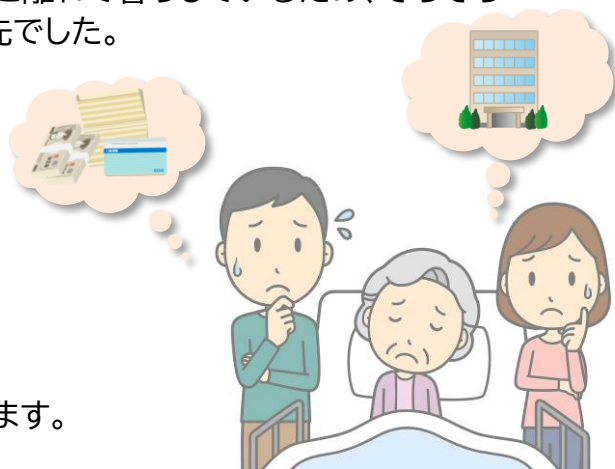


認知症対策を取らなかったために、 このような問題が…

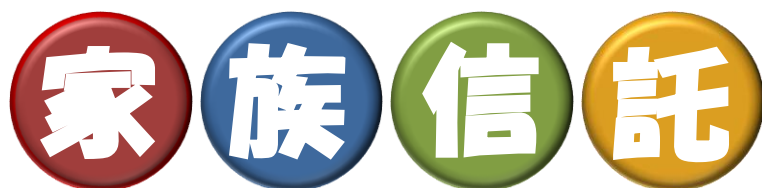
柏市内に住むAさん。

夫に先立たれたことで気落ちしてしまい、最近めっきり体も弱くなってきました。
息子のB男さん、長女のC子さんはお母さんと離れて暮らしているため、そろそろ
施設入所も検討しないと…と考えていた矢先でした。

Aさんは、重病を患い入院し、それから
認知症が発症してしまったのです。
B男さん、C子さんは、お母さんの通帳が
どこにあるのかも分からず、銀行に行っても
本人でないと預貯金の有無や残高の確認、
引出、振込はできないと言われました。
空き家になってしまったご自宅やアパートを
売却することも貸すこともできず、困っています。



両親の万が一に備え、新しい認知症対策を！



をご存知ですか？

親が元気なうちから、「親の財産を別の人が管理できるようにさせてほしい」と頼むことは、親に失礼だと思われるかもしれません。

しかし、親が認知症になってからでは、お子さんであろうとお金を引き出すことも、介護費用に充てるために自宅を貸したり売りたいくても、本人でなければできなくなってしまいます。それでは、親御さんはもちろん、あなたも困ってしまうわけです。

これを解決できる方法は知られてきませんでした。

なぜなら、このような問題に直面するのは、生涯に何度もあることではないですし、あまり人とも話さないことなので、情報を手に入れるのが難しいのです。

さらに、その方法がつい最近法律の改正によって生まれてきたものなので専門家ですら、知らないという方もいるのです。

その解決方法を **家族信託** と言います。



新しい認知症対策、「家族信託」ってなに??

家族信託の説明の前に、家族信託を使うと何ができるのかお伝えしましょう。

自分の自宅や通帳の管理、相続税対策などを行うには、
行う本人が自分の意思で、財産管理や資産運用を行わなければなりません。
そのため、認知症で判断能力がなくなってしまうと、資産運用や管理を指示する人が
いなくなるため、財産管理や相続税対策がストップしてしまいます。

そこで、**家族信託**の登場です。

認知症などで判断能力が落ちてしまった際、ご本人(委託者)の代わりに財産の管理や
運用の指示を出し、実行させていく人(受託者)と、託す財産と管理の方法を打ち合わせ
決めておくことができます。

財産の名義を信頼できる親族に変更することで、受託者が継続して打ち合わせした内容
に基づき財産の管理を継続することができます。

これが家族信託です。

基本的な仕組み

＜父が長男に預貯金と自宅の管理・運用を託すケース＞

委託者(託す人)



父

受託者(託される人)



長男

託す財産の名義変更
【信託契約】

信託財産



不動産



現金

管理・運用

信託口座



BANK

信託した現金や、不動産を
売却して得たお金は
専用の口座で管理される

受益者
(利益を受ける人)

委託者の施設費用や生活費など
必要に応じて受託者が引き出す

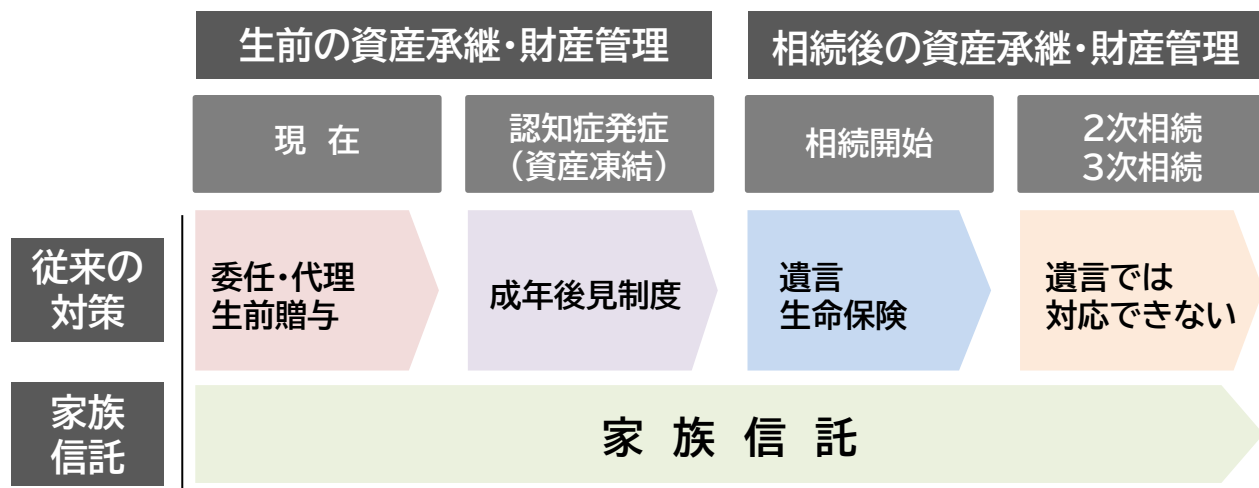
* 基本的に「委託者」と「受益者」は同じ方になります

* 信託銀行の遺言信託や投資商品の投資信託とはまったく違います。

こうすることで、ご本人(委託者)の判断能力がなくなった後でも、
子供(受託者)が財産管理をし、預貯金の管理、自宅・アパートの管理、修繕や売却、建替え、
相続税対策を継続をしていくことが可能になります。

家族信託のメリットってなに？

一般的な資産承継の対策と家族信託



家族信託のメリット

1



権利はそのまま！ 名義だけ移動！

認知症、病気、判断能力低下など……所有者に何かあると、不動産売却、活用、相続対策ができません。権利は移動せずに、財産の名義を信頼できる家族に変更することで、それらを可能になります。

2

成年後見制度を使わずに親の財産管理ができる！

成年後見制度は手続きが煩雑なうえ、本人のための制度で、ご家族のための対策を成年後見人が行うことは原則できません。家族信託を活用することで、成年後見人をつけなくても、ご家族だけで財産管理をすることができます！



3



遺言と同じように財産の承継先を決められる！

遺言と同じように財産の承継先を予め決めることができます。また通常の相続と同じように親が亡くなった後に財産承継先を法廷相続人の協議で決めることもできます。更に遺言ではできなかった配偶者や子が亡き後の2次相続以降の財産承継先も定めることも可能です。

4

贈与税、所得税などの税金はかかりません！！

家族信託は、権利はそのまま財産の名義だけが変更される制度です。その財産から発生する権利や利益は、全て本人のものとなるので、贈与税、不動産取得税などの税金はかかりません。



認知症対策として 成年後見制度があるって聞いたけど…？

本人が認知症になると生前贈与、遺言作成等の生前の資産承継対策のほか、預貯金の引出、不動産の処分などの財産管理を親族が行うことができなくなります。

認知症後の対応方法と認知症となる前の対策として以下の制度があります。

①成年後見制度(認知症後の対応方法)

「本人のため」に財産をしっかり守る。

本人の財産管理は家庭裁判所の監督のもと、成年後見人が行います。

成年後見人は家庭裁判所に対し、定期的に本人のために行った財産管理の内容を報告する義務があり、本人が亡くなるまで成年後見人の仕事は続きます。

財産管理は、本人にとって本当に意味のある合理的な支出しか認められず、相続人や家族のメリットのあるような行為、例えば、相続対策としての生前贈与、生命保険契約、投資商品の購入、借入、財産の処分はできません。

また、成年後見人は家庭裁判所の職権で選任されるため、親族を成年後見人候補者として成年後見の申立てをしても、財産がある方(例. 東京家庭裁判所の場合: 金融資産が500万円以上等 ※平成28年11月現在、将来変わる可能性もあります)については、成年後見人として親族が選任されず、第三者である専門職(司法書士、弁護士等)が選任される可能性が高くなります。



②任意後見制度(認知症前の対策)

成年後見制度と同様に「本人のため」に財産をしっかり守る

元気な時に任意後見契約をしておくことで、本人が判断能力喪失時に任意後見監督申立てをすることで任せた人(任意後見人)が任意後見人に就任し、本人の財産管理を行うことができますが、財産管理は家庭裁判所で選任された任意後見監督人のもとで、任意後見人が行います。そのため、成年後見制度と同様に資産が凍結し、柔軟な資産管理はできません。

②任意後見制度(認知症前の対策)



財産管理



③家族信託(認知症前の対策)

財産を持っている人が元気なときに、信頼できる相手に、自分の財産の管理や処分をする権限を託す

元気な時に信託契約を締結しておくことで、任せた人(委託者)が病気や事故、認知症等で判断能力を喪失しても、託された人(受託者)が一切影響を受けずに、財産管理や相続税対策を継続できます。また、遺言と同じように資産の承継先も決めることができます。

③家族信託(認知症となる前の対策)



家族信託契約がスタートするとどうなるの？

家族信託は、信託銀行の遺言信託や投資商品の投資信託とはまったく違います！

信託契約がスタートするとどうなる？

財産の名義が形式的に「受託者」に変更します。
受託者は、信託された財産を自身の財産と分けて管理するため各種変更手続きを行います。



形式的に名義が「受託者」に変更されますが、**本当の所有者は「受益者(親)」**です。

1.金融資産の場合

受託者が信託用口座(委託者〇〇受託者〇〇信託口)を作り、金銭や家賃収入を管理します。

2.不動産の場合

受託者に対して不動産の名義変更手続きをします。

家族信託をすると不動産の名義はどうなるの？

信託不動産の登記簿記載例

受託者は、財産の管理処分権限を持つものとして形式的に所有者欄に記載されます。
そのため、受託者の判断で不動産の管理処分が可能となります。

権利部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有者移転	平成5年10月29日 第▲▲▲号	原因 平成5年10月29日 売買 所有者 東京都目黒区〇〇〇 恵比寿太郎
2	所有者移転	平成27年3月7日 第△△△号	原因 平成27年3月7日 信託 所有者 東京都渋谷区〇〇〇 恵比寿花子
	信託	余白	信託目録第△号

信託目録		調整
番号	受付年月日・受付番号	予備
第〇〇号	平成28年2月9日 第▲▲▲号	余白
1.委託者に関する事項	東京都目黒区×××丁目～番 恵比寿太郎	→名義を託した人（委託者）
2.受託者に関する事項	東京都目黒区×××丁目～番 恵比寿花子	→名義を託された人（受託者）
3.受益者に関する事項	東京都目黒区×××丁目～番 恵比寿太郎	→権利を得る人（受益者）
4.信託事項	信託の目的 受益者の資産の適正な管理及び有効活用を目的とする。	→何のための信託か？（目的）
	信託財産の管理方法 1.受託者は、信託不動産について、信託による所有権移転または所有権保存の登記及び信託の登記手続きを行うこととする。 2.受託者は、信託不動産を第三者に賃貸することができる。 3.受託者は、裁量により信託不動産を換価処分することができる。 4.受託者は、信託の目的に照らして相当と認める時は、信託不動産となる建物を建設することができる。	→受託者の権限の範囲
	信託の終了の理由 本件信託は、委託者兼受益者 恵比寿太郎 が死亡したときに終了する。	
	その他の信託の条項 1.本件信託の受益権は、受託者の承諾がない限り、譲渡、質入れ、その他担保設定することはできないものとする。 2.受益者は、受託者との合意により、本件信託の内容を変更することができる。 3.本件信託が終了した場合、残余の信託財産については、恵比寿花子に帰属するものとする。	

委託者と受益者は同一人物となるため、贈与税や不動産取得税などの税金はかかりません。

死亡後の資産の承継先を指定することもできるので、遺言と同じような機能を持たせることもできます。

家族信託を設計するには

①ヒアリング

ご本人(委託者)がどのような想いで財産を残したいのかヒアリングする事から始まります。

②利害関係人の調整

柔軟に設定ができるからこそ、複雑な相続関係を生み出し、『争続』を生み出してしまう危険もありますので、家族での会議をオススメします。

③提案

ご本人(委託者)の想いや家族との関係性を踏まえた上で、私たちから信託活用のご提案をさせていただきます。

④信託手続き

信託契約書の作成から始まり、公証役場での手続きや信託登記を司法書士が、税務分野を税理士が担当します。信託契約書作成後、金融機関で信託口座の開設手続きを行います。

相談時に準備していただきたい書類及び確認事項

- ①どのように財産を引き継ぎたいですか？(委託者の想い)
例)相続税対策がしたい、子供に十分に財産を残したい 等
- ②固定資産評価証明書
- ③簡単な家族構成

事例 実家の管理(親が一人暮らし)

相談者:長女60歳(母84歳、次女58歳)

状 況

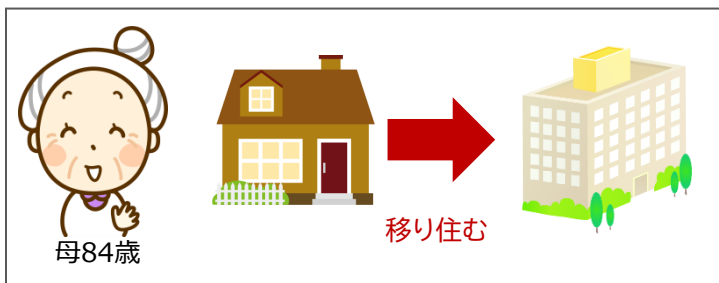
現在、古い一軒家に一人暮らしをしている母(84歳)が心配な長女からの相談です。父は他界しており、母には、長女と次女がいます。母の足腰が最近悪くなってきており、将来高齢者施設への入居を考えております。財布や預金通帳がどこにあったかわからなくなったりするなど、母の物忘れが最近増えており、認知症の程度が進むことを心配しています。



相談者
長女60歳



次女58歳



何もしなかった場合

母の年齢と現在の状態を鑑みると、数年後に認知症など、判断能力が喪失した状態になってしまう可能性があり、認知症など、その場合には施設へ入居するための自宅の管理、賃貸、売却処分などができなくなる。

成年後見制度を使った場合

本人にある程度の金融資産がある場合には親族が成年後見人になれず、司法書士、弁護士等の専門家が成年後見人になる可能性が高い。

自宅を売却する場合、母の施設利用料の支払いや生活費の不足など、「売却することの合理的理由」がなければ家庭裁判所により売却が認められない。

母のお金を使ってリフォームする、孫にお小遣いをあげるなどの場合も本人のためになるのかどうか重視され、家庭裁判所の指導・監督下に置かれ、成年後見人の負担が重い。

売却等の目的が達成したあとも、成年後見人は辞任できないため、その後も成年後見制度は継続する。

事例 実家の管理(親が一人暮らし)

家族信託を使った場合



所有者である母を委託者、長女を受託者、実際に権利をもつ母を受益者とし、母の自宅と金融資産を信託財産とする信託契約を締結する。

委託者と受益者が母であり、名義だけを受託者である長女とする信託契約としているため、不動産取得税、贈与税や譲渡所得税などは発生しない。

信託を利用することで、徐々に判断能力が低下しつつある状態でも、数年にわたっての日常生活費の送金、自宅の管理や修繕、高齢者施設へ入所後の処分などの行為も信託契約で決めた目的に従い、受託者である長女の判断で母の財産を自由に処分、活用することができる。

自宅を売った時の売却代金は、受益者である母のものであるため、その管理を受託者である長女が行い、母の生活費等のために使うことが可能となる。

最終的に母が他界した場合には、死亡時に残った信託財産(自宅と現金、自宅を売却していた場合には、残った現金)を相続財産として相続人が取得することになる。

事例 高齢者アパートオーナーの資産管理

相談者：長男64歳（父87歳、長女60歳）

状 況

アパートを複数もっている父がいます。子供は長男、長女の2名です。
父は自分でアパートの管理を行っていますが、先日も外出先で急に倒れ、数日間入院する等、体調も悪くなってきました。今は無事退院しましたが、物忘れが出始めており、認知症も心配です。
今後、認知症の程度が進むと、アパートに入居希望者が出た場合や退去者がでた場合の契約手続きなどのアパート賃貸管理や修繕、相続の問題が心配です。



相談者
長男64歳



長女60歳



父87歳



何もしなかった場合

認知症など、父の判断能力が喪失した場合には、アパートの賃貸管理や売却処分、大規模修繕、建替え等による維持・管理ができなくなる。

父の相続発生後、相続税申告期限内（相続開始後10か月以内）に法定相続人間で誰が何を相続するか遺産分割協議をまとめる必要がある。（遺言を作っていない場合）

成年後見制度を使った場合

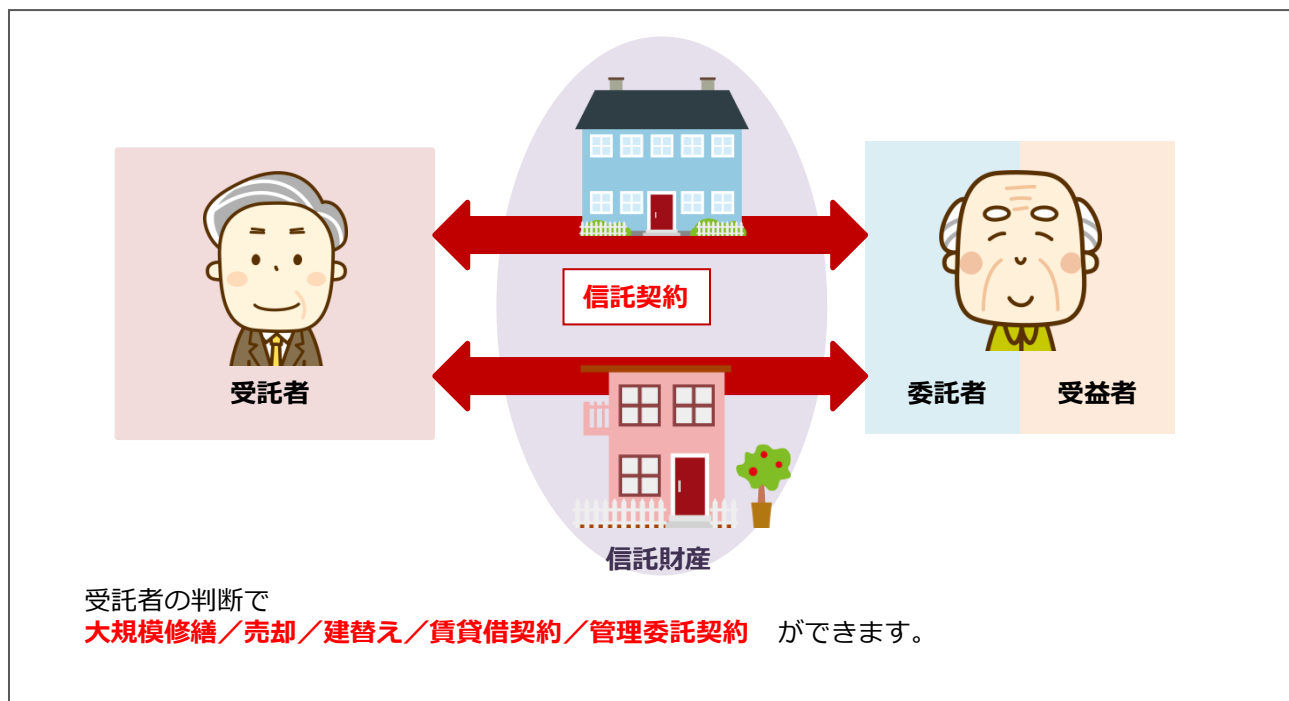
本人に資産があるため、親族が成年後見人になれず、司法書士、弁護士等の専門家が成年後見人になる可能性が高い。

本人にとって合理的な理由のある支出しか認められず、家族にとってメリットのある行為、例えば、将来の相続対策としてのアパートの建替え、売却等の財産の整理、処分行為ができない。

父の相続発生後、相続税申告期限内（相続開始後10か月以内）に法定相続人間で誰が何を相続するか遺産分割協議をまとめる必要がある。（遺言を作っていない場合）

事例 高齢者アパートオーナーの資産管理

家族信託を使った場合



所有者である父を委託者、長男を受託者、そして利益(家賃)を受け取る権利は父とするため、受益者は父とし、アパートを信託財産とする信託契約を締結。

委託者と受益者が父であり、名義だけを受託者である長男とする信託契約としているため、不動産取得税、贈与税や譲渡所得税などは発生しない。

父が元気なうちは、父と長男が一緒にアパートを管理を勉強し、将来、父が判断能力が喪失した場合には、受託者である長男が財産管理処分権限をもっているため、入退去時の賃貸借契約の他、大規模修繕、建替え、売却を行うことができる。

信託契約書の中に、将来相続が起こった場合に、どの物件を誰が相続するのか残余財産の帰属先を定めておくことができるため、定めておけば、別途遺言を作成したり、相続発生後に遺産分割協議をしなくても、信託契約書で定めたとおりに財産を相続させることが可能となる。

事例 相続対策としてアパートを新たに建築

相談者：長男63歳（父88歳、母83歳）

状 況

駐車場を所有している88歳の父は、アパートを複数もっています。子供は長男1名で母（83歳）も健在です。

父親はハウスメーカーからの勧めもあり相続対策として駐車場にアパートを建築する予定であり、アパート完成まで1年弱期間をかかると言われてしています。アパート家賃収入は父母の生活費に充てる予定で、父の他界後は母が引き継ぐ予定です。父も高齢のため、物忘れが徐々に出始めており、建物完成までの間に認知症が進み、判断能力が喪失した場合、完成後のアパートはどうなるのでしょうか？



何もなかった場合

引渡までの間に認知症など判断能力が喪失した場合には、建築中の手続きの中断や最終的なアパートが完成した際の建物の引渡しや建物の登記、金融機関からの融資、新規入居者等への契約手続きに支障が出てくる可能性がある。

成年後見制度を使った場合

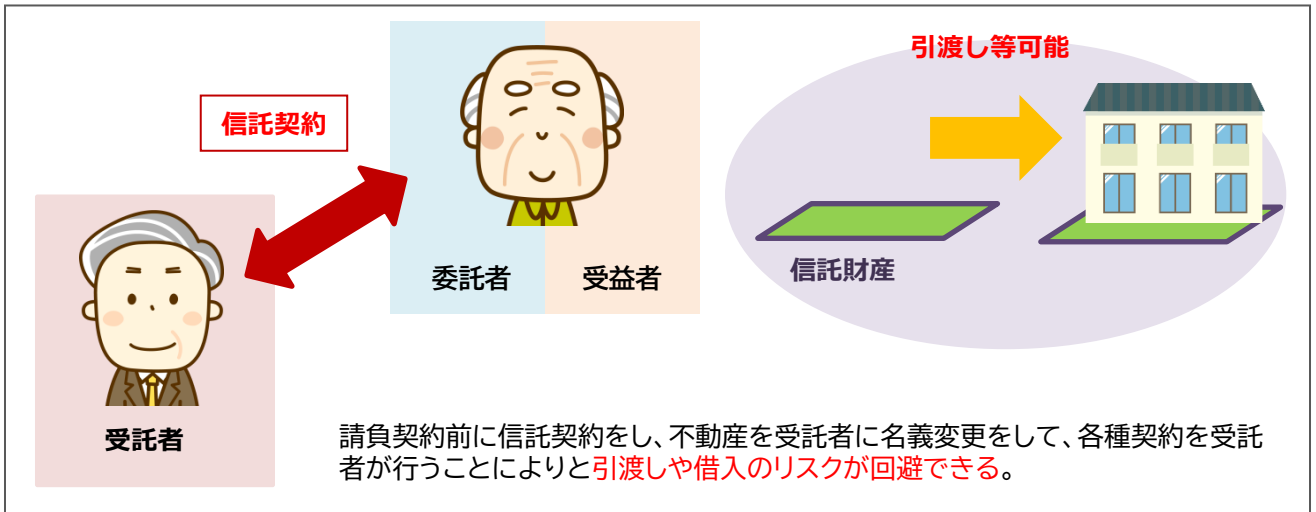
本人に資産があるため、親族が成年後見人になれず、司法書士、弁護士等の専門家が成年後見人になる可能性が高い。

本人にとって合理的な理由のある支出しか認められず、家族にとってメリットのある行為、例えば、将来の相続対策としてのアパートの建築等の財産の整理、処分行為をすることができません。

父の他界後、母がアパートを相続する場合には、母と長男の間で遺産分割協議が必要であり、その際には、父と同じく母の判断能力と成年後見の問題が同様にでてくる可能性があります。

事例 相続対策としてアパートを新たに建築

家族信託を使った場合



所有者である父を委託者、長男を受託者、そして利益(家賃)を受け取る権利は父とするため、受益者は父とし、駐車場を信託財産とする信託契約を締結。

(※この信託を組む場合には、事前に建築を担う建築会社やハウスメーカー、及び借入先の金融機関との相談が必要となります。)

委託者と受益者が父であり、名義だけを受託者である長男とする信託契約としているため、不動産取得税、贈与税や譲渡所得税などは発生しない。

建築の請負契約も受託者として長男が契約し、借入金の申し込みも受託者として長男が行う。
アパートが完成するまでに仮に父が判断能力を失ったとしても、不動産の名義は受託者である長男のため、新築のアパートは信託財産として
受託者長男の名義で登記や金融機関の手続き、その後の物件の管理を受託者である長男の権限で行うことが可能。

受益者は父のため、アパートからの家賃収入、借入金の返済などは全て受益者である父が取得、負担することになり、権利と名義を明確に分けることが可能。

信託契約書の中に、将来父が他界した場合に第二受益者として母が受益権(信託財産から発生する利益を得る権利)を承継すると定めておけば、別途遺言書を作成したり、相続発生後に遺産分割協議をしなくても、信託契約書で定めたとおりに母が受益権を承継し、母他界後は長男が最終的に財産を承継することができる。

事例 相続後の共有トラブルを回避

相談者：長女58歳（母84歳、長男60歳）

状 況

母には長男と長女（同居）がおり、夫は10年以上に他界しています。長女は数年前に離婚し、実家に戻ってからは、母と同居し献身的に母を支えています。長男は他県にマイホームを購入し家族と住んでいます。母には自宅兼アパート（以下、「不動産」といいます。）以外資産はほとんどありません。

不動産は長女に相続させたいと希望しておりますが、長男長女それぞれの家庭に孫もおり、どうすればよいか思案しています。

何もなかった場合

認知症など、母の判断能力が喪失した場合には、不動産の賃貸管理や売却処分、大規模修繕、建替え等の維持・管理をすることができなくなる。

母の相続が発生すると、不動産が長男と長女の共有となってしまう。

共有になると、不動産の修繕や将来の売却時に共有者全員の承諾が必要となり、反対者がいる場合や共有者の判断能力喪失時には手続きを進めることができなくなる。また、共有者に相続が発生すると更に孫の世代まで権利が細分化して意思統一が更に難しくなる。

共有を避けるためには、長男の法定相続分相当額（長女に不動産を相続させる旨の遺言を作成した場合には、遺留分相当額）の代償金を別途用意し、長女が長男に支払いをする必要がある。

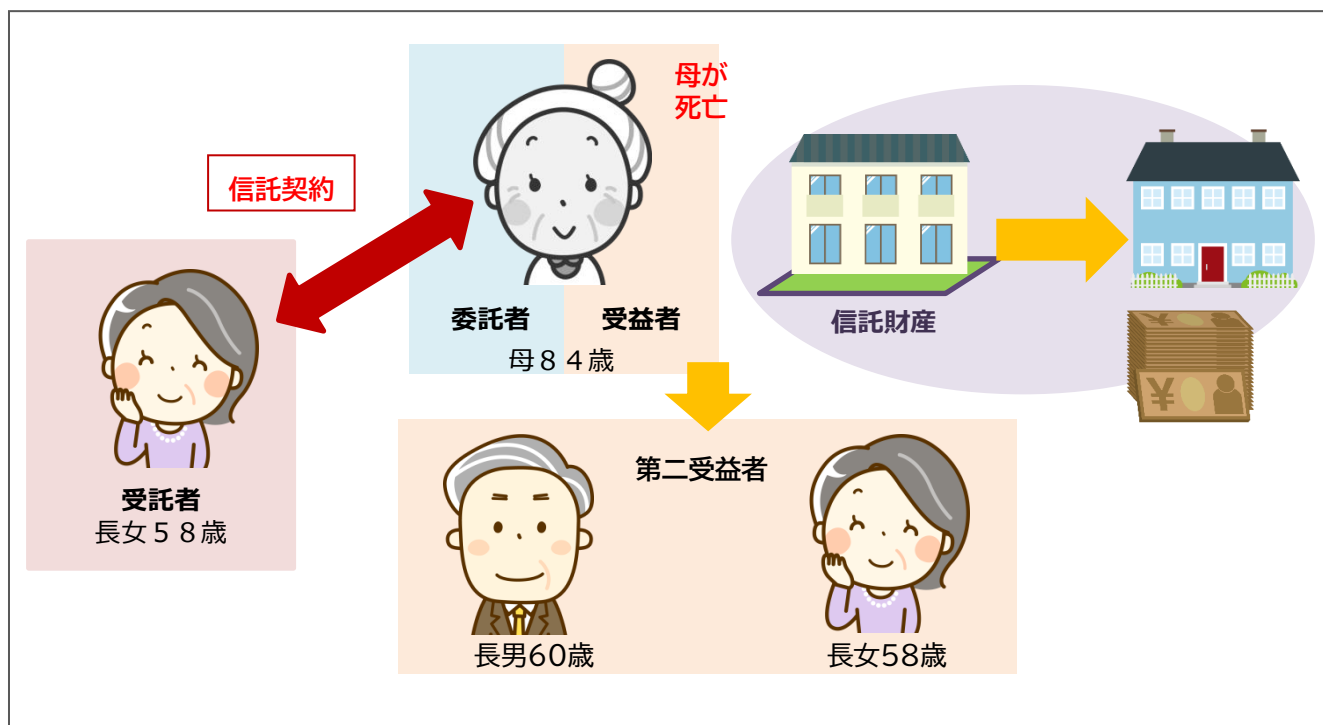
成年後見制度を使った場合

母に資産があるため、親族が成年後見人になれず、司法書士、弁護士等の専門家が成年後見人になる可能性が高い。

母にとって合理的な理由のある支出しか認められず、家族にとってメリットのある行為、例えば、将来の相続対策としての不動産の建築等の財産の整理、処分行為をすることができなくなる。

事例 相続後の共有トラブルを回避

家族信託を使った場合



所有者である母を委託者、長女を受託者、そして利益(家賃)を受け取る権利として受益者は母にし、不動産を信託財産とする信託契約を締結します。

委託者と受益者が母であり、名義だけを受託者である長女とする信託契約のため、不動産取得税、贈与税や譲渡所得税などは発生しません。

将来母が判断能力が喪失したり他界した場合でも、受託者である長女単独で不動産経営を自分の判断で行うことができ、必要に応じて修繕、建替えや売却も行うことができます。

信託契約書の中で、母の相続発生時には受益権(信託財産から発生する利益を得る権利)の2分の1を長女が、2分の1を長男が承継すると定めておけば、長女と長男は母の遺産の半分ずつを相続したことに同じになります。その結果、賃料収入や売却代金等の半分ずつをそれぞれ受け取ることができます。

遺留分対策として民事信託を使う場合には、長女が受け取る受益権を4分の3、長男が受け取る権利を4分の1とすることで、長男が長女に対して遺留分減殺請求をする余地がなくなります。

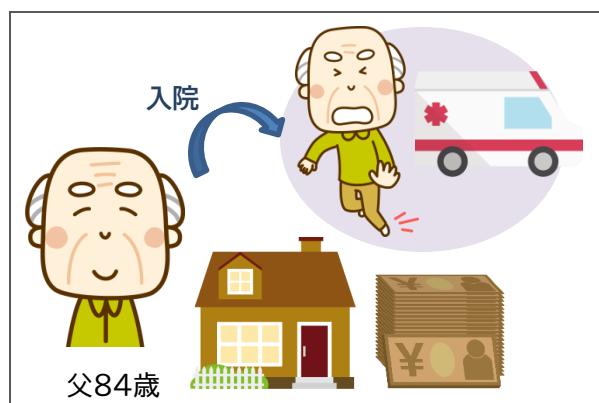
事例 認知症の配偶者に財産を遺したい

相談者：長男62歳（父84歳・母81歳（認知症）・長女60歳）

状 況

母が重度の認知症のため施設に入所しており、実家で一人暮らしをしている高齢の父が心配な長男からの相談でした。母の施設の費用や日常生活費の支払いは全て父が行っており、実家の名義や財産は全て父の状態です。最近父が出先で転び、骨折をしてしまい入院をしまったのを機に、体調が悪くなってきました。

父が高齢なことから父にも認知症が発症したら今後の母の介護のことや父のことについてどうになってしまうのか心配です。



何もなかった場合

父の年齢と現在の状態を鑑みると、数年後に認知症など、意思判断能力が失われる状態になってしまう可能性があり、その場合には母の生活費の支払いや、父の財産管理、実家の管理などができなくなる。

父にそれなりの資産があり、母の今後の介護のことや相続税対策上を鑑みると、父が他界後は母に父の財産を相続してもらう必要があるが、亡くなった父の遺産分割協議をする判断能力が母にはないことから、遺産分割協議をすることができなくなる。

成年後見制度を使った場合

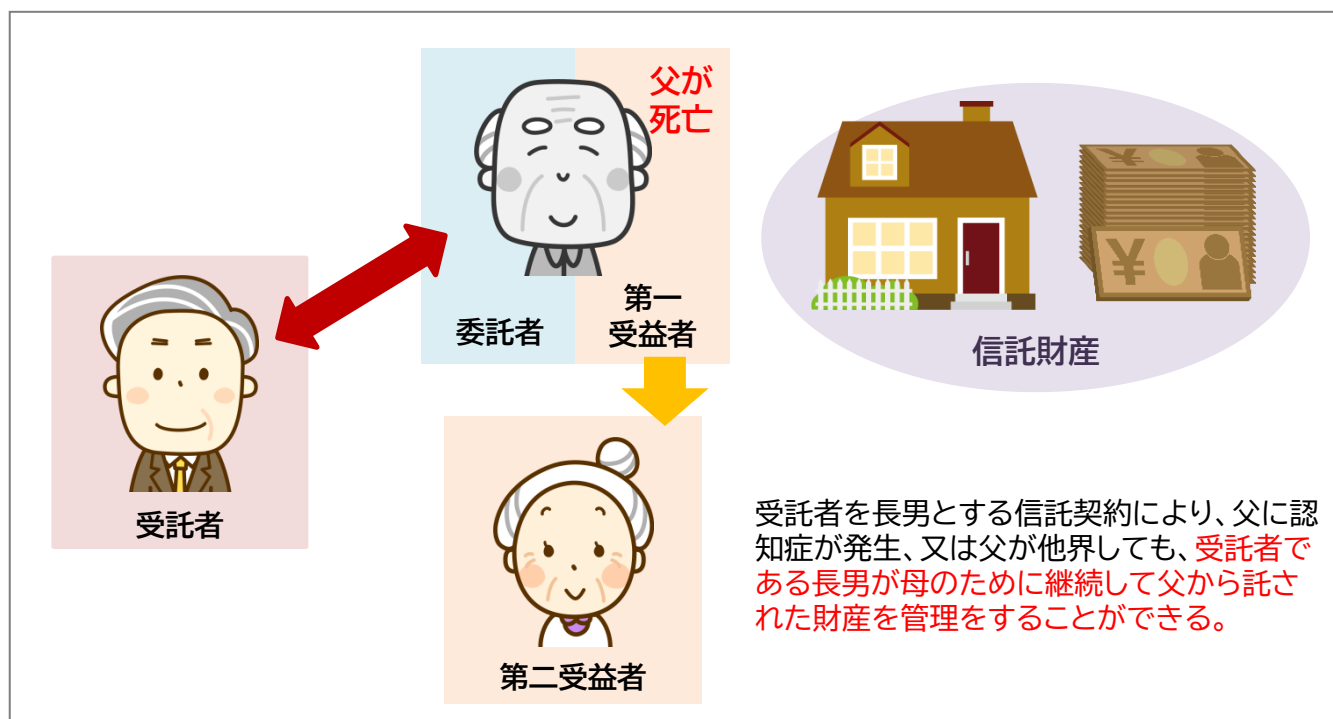
父にそれなりの資産があるため、親族が成年後見人になれず、父母それぞれに司法書士、弁護士等の専門家が成年後見人になる可能性がある。

成年後見制度を活用すると財産管理は成年後見人が行うことになるが、相続税対策などがとれなくなる。

母に成年後見人を付けた場合、父の相続が発生すると遺産分割手続きをするのに家庭裁判所の煩雑な手続きが必要となり、柔軟な遺産分割協議をすることができなくなる。

事例 後継者育成と相続後の会社経営トラブル防止

家族信託を使った場合



所有者である父を委託者、長男を受託者、実際に権利をもつ父を受益者とし、父の自宅と金融資産を信託財産とする信託契約を締結。

委託者と受益者が父であり、名義だけを受託者長男とする信託契約としているため、不動産取得税、贈与税や譲渡所得税などは発生しない。

将来父が判断能力を喪失したり他界した場合でも、受託者である長男が単独で自宅の管理と母の施設の費用や生活費等の支払等の財産管理を行うことができ、必要に応じて自宅の修繕、建替えや売却も行うことができる。

民事信託を利用することで、父の相続手続きについて遺産分割協議をすることなく母が父から託された財産を承継することが可能。

遺言書と同様に、父の後に母が亡くなった後の財産帰属先を予め民事信託契約書の中で定めることもできます。また、長男と長女でどのように相続するか決まっていない場合には、最終的な通常の相続手続きと同様に法定相続人である長男と長女の協議で財産帰属先を定めることもできる。

事例 後継者育成と相続後の会社経営トラブル防止

相談者:父(会社経営者・84歳)(長男57歳・長女55歳・次男52歳)

状 況

現在、会社経営をされている父からの相談です。父が会社の株を全株所有しています。子供が3名おり、長男が会社で働いており、後継者として育てている最中です。**最近体調も不安定で、体力の衰えも感じており、3年後を目途に会社を引き継ぎ、引退したいと考えています。**



何もなかった場合

父の年齢と現在の状態を鑑みると、数年後に認知症など、判断能力喪失する可能性があり、その場合には会社経営がストップしてしまう。

父の相続が発生した場合に、会社の株式が子3名の準共有になってしまい、会社経営について子3名の判断が必要となり、更に子について相続が発生すると株式が更にその相続人へと細分化してしまう。

株式の準共有を避けるためには、法定相続分相当額(長男に会社株式を相続させる旨の遺言を作成した場合には、遺留分相当額)の代償金を別途用意し、長男が長女と次男に支払いをする必要がある。

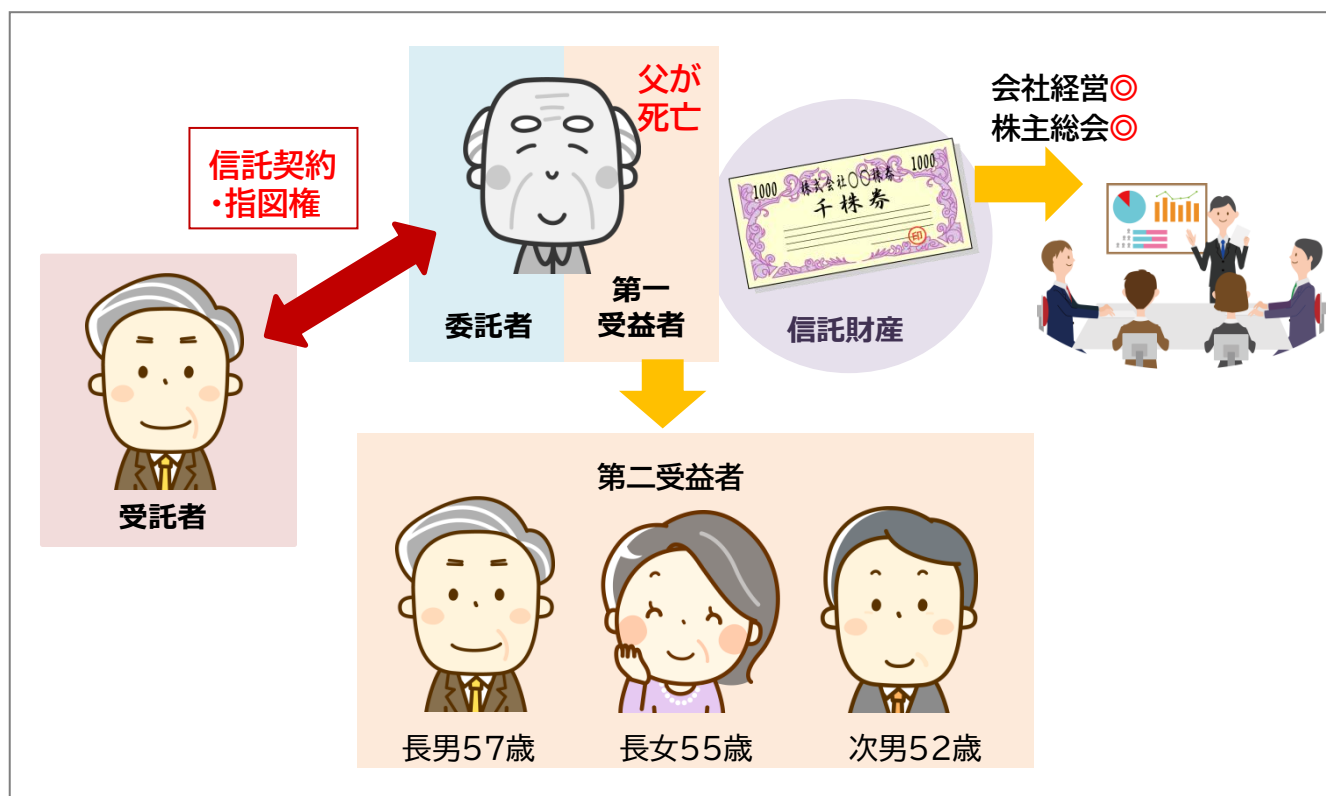
成年後見制度を使った場合

本人に資産があるため、親族が成年後見人になれず、司法書士、弁護士等の専門家が成年後見人になる可能性が高く、会社経営とは無関係な人が会社の議決権行使の影響力をもつことになってしまう。

本人にとって合理的な理由のある支出しか認められず、家族にとってメリットのある行為、例えば、将来の相続対策としての株式の譲渡、その他相続税対策をすることができません。父の相続が発生すると、会社株式が長男、長女及び次男の準共有となってしまい、何もなかった場合と同様に、その後の権利関係が複雑化してしまう。

事例 後継者育成と相続後の 会社経営トラブル防止

家族信託を使った場合



会社株式の所有者である父を委託者、長男を受託者、そして配当を受け取る他、実質的な会社の権利は父とするため受益者は父とし、信託財産を会社株式とする信託契約を締結します。

委託者と受益者が父であり、名義だけを受託者である長男とする信託契約としているため、贈与税や譲渡所得税などは発生しません。

父が元気なうちは指図権を使い会社経営を行いつつ、長男の成長ぶりを見ながら3年間のうちに段階的に権限移譲を行っていき、やがてすべての権限を長男に任せることができます。

父の判断能力が喪失しても、長男が会社経営を継続することができます。

将来父が他界した場合でも、株の名義は受託者である長男一人であるため、長男単独で会社経営を自分の判断で行うことができ、受益権のみが長男、長女及び次男の3人に承継されます。

法人のお客様向け： 家族信託をビジネスで活用するメリット

①不動産会社

- (1)元気なうちに信託契約をしておけば、本人が判断能力を失っても、受託者との間で継続的に積極的な相続対策や、資産運用を行うことができます。
成年後見制度は本人の財産を保護することが目的なため、相続税対策や積極的な資産運用は原則できません。

活用例：高齢の不動産オーナーの相続対策
売却するか賃貸に出すか検討中の高齢の空き家所有者

- (2)親世代だけでなく、次の世代(受託者)との関係を築くことができます。

②金融機関・保険会社

- (1)元気なうちに信託契約をしておけば、後継者との間で関係を早期からつくることができ、本人が判断能力を失っても、受託者との間で継続的に積極的な相続対策や、資産運用を行うことができます。

- (2)親世代だけでなく、次の世代(受託者)との関係性を継続することができます。

- (3)家族との信頼関係を築くことにより、保険提案の機会が増えます。

- (4)委託者の預金を受託者に移すので、預金が増加します。

- (5)信託契約に伴い、受託者に名義を移すことで、信託財産であるアパートについて既存の金融機関からの借換提案、需要の開拓の促進ができます。

③税理士・弁護士・その他士業事務所

- (1)資産家や会社経営者のみならず一般の方の相続対策、事業承継などの提案の幅が広がります。

- (2)後継者との間で関係を早期に築き、顧問替え防止に活用できます。

- (3)財産管理会社への所有権移転に関する流通税(登録免許税や不動産取得税など)の節税につながります。